

平成 16 年 7 月 20 日

## 河川底質中のダイオキシン類分解無害化技術募集要綱

国土交通省 河川局 河川環境課

### 1. 公募の目的

河川における底質のダイオキシン類対策を実施するに当たり、「河川、湖沼等における底質ダイオキシン類対策マニュアル(案)」においては、1,000pg-TEQ/g を超える底質は、原則として分解無害化を行うこととしている。また、環境基準値(150pg-TEQ/g)を超える底質中のダイオキシン類については、健康リスクの観点から分解無害化することが望ましいと考えられる。このような状況を受け、河川局では河川底質中のダイオキシン類の分解無害化技術について、その適用条件等をマニュアルにまとめ、全国に周知することとした。

分解無害化技術については、現在様々な開発が行われているところである。今回は、それらの技術を広く募集し、その技術を用いて河川、湖沼における底質ダイオキシン類対策として実施可能な分解無害化手法を整理すること、及びその手法の効果、費用、課題等を検証することを目的とするものである。

### 2. 応募要件

応募要件については、以下のとおりとする。

#### (1) 無害化対象物質

ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、ポリ塩化ジベンゾ-p-ジオキシン(PCDD)及びコプラナーPCBを対象とする。

#### (2) 対象物

河川、湖沼における底質を対象物とする。

#### (3) 対象技術

原理的にダイオキシン類を確実に無害化できる技術として実用化されている技術のうち、河川、湖沼における底質に対して適用可能な技術であり、各処理工程において物質収支が明らかなダイオキシン類分解無害化技術を対象とする。

#### (4) 処理後の目標濃度

処理後の目標濃度は、150pg-TEQ/g以下とする。

#### (5) 工事実績

河川、湖沼における底質中のダイオキシン類の分解無害化技術を保有または工事実績がある者とする。

#### (6) プラント所有・規模

プラント所有については、次のいずれかの条件を満たし、実証試験を行える者とする。

実証試験（小規模試験）プラントを所有している者

11月迄に実証試験（小規模試験）プラントが使用可能となる者

実証試験プラント設置のための用地又は施設は、任意の場所に応募者が確保する。なお、実証試験を行うにあたり、許認可・届出が必要な場合には、これらの手続きを応募者が行うものとする。

(7) 実証試験の実施

周辺環境への二次影響防止策が考慮されており、実証試験の際には自治体や地域住民の理解・協力が得られる技術であること。

(8) 排水・排ガス濃度

実証試験プラントから排出される排水・排ガス濃度について測定可能であり、測定値は次に示す基準値以下とする。なお、その他の有害物質についても環境基準を満足し、必要に応じて計測が可能であること。

排水：1pg-TEQ/L

排ガス：0.1ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>

その他（有害物質）

(9) 費用

原則として、分解無害化に関する費用は、応募者側の負担とする。ただし、試料の採取及び運搬に関する費用については、原則として、事務局（(財)河川環境管理財団である。以下同様）の負担とする。また、ダイオキシン類分解無害化後の濃度確認のためのダイオキシン類に関する分析及び実証試験の際に事務局立ち会いのもとで採取した、物質収支を明らかにするための試料（ダイオキシン類）の分析は、第三者機関に依頼することとし、この分析費用は事務局が負担する。

(10) 実証試験実施時期

11月末に試料を配布し12月末までに処理を実施する。処理期間は、原則として1ヶ月間とする。

(11) 実証試験による処理量

1～10トンの底質を処理することが可能な実証試験を基本とする。10トン以上の底質の処理が必要な場合には、応募時に申請するものとする。

(12) 試料の配布

実証試験に用いる試料は、試料採取後の無処理底質を応募者に配布する。

底質：大阪市内河川底質

土質：シルト質

ダイオキシン類濃度：数百pg-TEQ/g

含水率：約40-70%

配布方法：密閉型トラックによる引渡し（予定）

### 3. 応募資格

応募技術の開発を中心となって実施し、かつ、事業を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」及び「民間法人」とする。なお、この条件を満足する者が複数存在する場合には、共同で応募しても差し支えないが、代表者を定めることとする。「行政機関等」においては、対象技術を活用する場合の実施者（請負者）となり得ない立場にあることから、「共同応募者」としてのみ対象とする。

ここで、「行政機関等」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等（特殊法人、独立行政法人、公益法人）の全てを指す。

#### 4. 応募方法

##### (1) 応募資料の作成及び提出

下記に基づき作成し、書留郵便その他の配達記録を確認できる方法により提出すること。提出書類を作成する際に様式の電子データを希望する場合は事務局に請求すること。

提出書類は、各3部(正本1部、写し2部)とする。あわせて、提出書類の電子データを保存した電子媒体(CD-R)を送付するものとする。

なお、電送によるものは受け付けない。

応募者に関する資料

様式 - 1 に記入したもの

応募技術に関する資料

様式 - 2 に記入したものと及び関連資料（実証試験等を実施する体制など選考に際し参考となる資料、様式自由）

その他関連資料（必要に応じて提出）

##### (2) 資料の宛先及び送付先

宛先

国土交通省河川局 河川環境課

送付先

〒104-0042 東京都中央区入船1丁目9番12号

財団法人河川環境管理財団

底質ダイオキシン類対策技術検討委員会事務局

#### 5. 公募期間

平成16年7月20日(火)～平成16年8月31日(火)(必着)

#### 6. 選定方法

別紙応募様式にて応募された技術について、書類選考を行い、実証試験対象技術を選定する。その際、必要に応じてヒアリングを行う。ヒアリングの日程等は、個別に連絡するものとする。

書類選考及びヒアリングは「7. 選定基準」に基づいて行うものとし、実証試験対象技術の最終選定は、学識経験者で構成される「底質ダイオキシン類対策技術検討委員会」の検討結果をもとに行う。なお、選定の中立性確保のため、応募者による委員への接触（応募技術の宣伝等の行為）は認めない。

#### 7. 選定基準

(1) ダイオキシン類を確実に無害化（処理実績を有する等）できること。

(2) 各処理段階において、副産物を含めた物質収支を把握することが可能であり、安全な技術であること。

(3) 実用化されている技術を活用し、大量の汚染底質をより効率的（時間、エネルギー）

-、コスト<sup>注1)</sup>に無害化することが可能な技術であること。

注1) コストについては技術を評価する上で重要であるが、今回の選定に当たっては参考とする。

本公募により実証試験を実施するのは最大10社程度を想定している。類似した技術が複数応募された場合には、上記選定基準に鑑み、検討委員会の検討を踏まえ、一つの技術に選定する場合がある。

## 8. 結果通知

選考結果については、11月頃に応募者に個別に文書で通知する予定である。不採用に対する異議については受け付けない。選定されて実証試験を実施する応募者は、実証実験計画書を別途提出することとする。

## 9. その他

- (1) 実証試験の実施の際には、国土交通省河川局の指示に従うこと。
- (2) 特許に関する調整事項がある場合は、応募の前に調整を済ませること。
- (3) 本件については、可能な限り情報を公開する形で進めていくこととしているが、公開できない情報については、別途相談とする。
- (4) 応募書類、実証試験報告書等は日本語によるものとする。
- (5) 応募、ダイオキシン類以外の分析並びに実証試験報告書の作成及び送付等に要する費用は、応募者の負担とする。
- (6) 応募技術に係わる知的所有権については、適切に対応されたものであること。
- (7) 本事業の成果は、国土交通省に帰属する。(学会発表等を行う場合は、事前の協議が必要)
- (8) 応募された資料及び報告書等は、返却しない。
- (9) 残った未処理試料については、応募者において適切に処分すること。
- (10) 問い合わせに関しては、以下のとおりとする。

・問い合わせ先：財団法人 河川環境管理財団

〒104-0042 東京都中央区入船1丁目9番12号

底質ダイオキシン類対策技術検討委員会事務局

担当 三谷

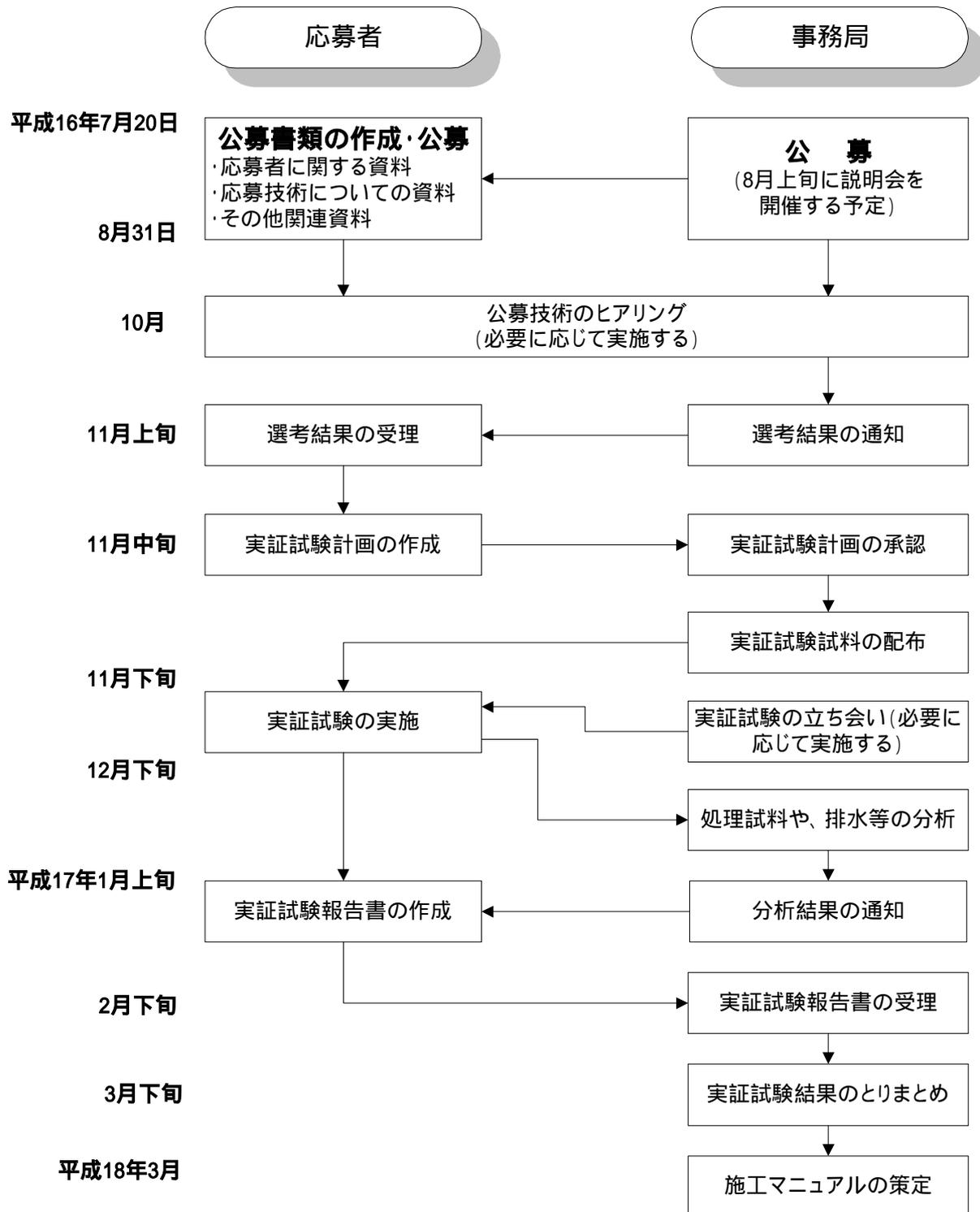
電話：03-3297-2644

・期間：平成16年7月20日(火)～8月31日(火)の土日及び祝日を除く  
毎日10:00～17:00まで(12:00～13:00は除く)

以上

本件担当 国土交通省 河川局河川環境課  
課長補佐 宮藤 秀之(内線：35452)  
係長 小野寺 秀明(内線：35483)  
代表電話 03-5253-8111  
F A X 03-5253-1603

河川底質中のダイオキシン類分解無害化技術の公募の流れ



上記スケジュールは予定であり、変更される場合がある。